

岐阜県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金に関するQ&A

<支援金の交付対象について>

1	開設者が県や市町村の場合も対象となりますか。	対象となります。
2	休止中の施設等は交付の対象に含まれますか。	令和5年10月1日時点で休止中の施設等は対象となりません。
3	近いうちに施設等を廃止する予定ですが、交付の対象となりますか。	令和5年10月1日から令和6年3月31日までに休止もしくは廃止予定の施設等は対象となりません。
4	今後、開設予定の施設等も交付の対象となりますか。	令和5年度中に開設する施設等であっても令和5年10月1日時点で開設、運営していないものは対象となりません。
5	開設者が県外の法人でも交付の対象となりますか。	施設等の所在地が岐阜県内であれば対象となります。

<他の支援金等との関係について>

1	同じ建物内に医療機関などがある場合、岐阜県他の物価高騰対策支援金も申請することはできますか。	同じ建物内で、複数の施設を運営し、各施設ごと（医療施設、薬局、高齢者福祉施設、障害福祉施設、認可外保育所など）に専有面積を有している場合は、施設ごとに県の支援金を申請することが可能です。詳しくは参考資料をご覧ください。
2	同じ事業所で、介護サービスと併せて障害福祉サービスを提供していますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか。	同じ事業所で介護サービスと併せて障害福祉サービス（共生型サービス及び訪問系サービス）を提供している場合は、介護分で申請してください。障害分を重複しての申請はできません。
3	同じ事業所で、医療機関と併せて障害福祉サービスの提供していますが、医療機関分と障害分それぞれ対象となりますか。	同じ事業所で医療機関と併せて障害福祉サービスを提供している場合は、医療機関分で申請してください。障害分を重複しての申請はできません。
4	同様の趣旨の給付金を他団体(国、市町村等)から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受け取ることはできますか。	他団体からの同様の趣旨の給付金の受給（予定を含む）等の有無に関わらず、支援金を受け取ることが可能です。ただし、本支援金を受け取った場合に他の給付金等を受け取ることができるか否かは、他の給付金等の支給要件をご確認ください。

<申請方法について>

1	申請様式はどこで入手できますか。	以下の県ホームページ又は申請フォームから様式をダウンロードしてください。 <県ホームページURL> <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/305904.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/305904.html</a>
2	申請書はどのように提出したらよいですか。	申請は原則オンライン申請フォームから行ってください。オンライン申請フォームの利用ができない場合につきましては、郵送で提出してください。 ※郵送の場合は、簡易書留等、追跡可能な方法としてください。 なお、申請書の持参による申請はご遠慮ください。
3	申請の受付期間はいつまでですか。	申請の受付期間は、令和5年12月25日から令和6年2月2日までとします。 ただし、多数の申請が予想されるため、可能な限り早めの申請にご協力をお願いいたします。

4	複数の施設等を運営している場合、施設ごとの申請になりますか。それとも法人単位での申請になりますか。	法人単位で申請ください。様式2に交付対象となるすべての施設等を記入ください。
5	様式2の記載欄より施設等が多い場合はどうしたらよいですか。	記載欄を追加した様式を送付しますので、事務局までご連絡ください。
6	申請書に押印は必要ですか。	申請書に押印は必要ありません。
7	2回に分けて申請することはできますか。	重複申請を防ぐため、法人ごとに1回の申請としてください。
8	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができませんがどうしたらよいですか。	口座名義、口座番号等が確認できる画面のコピーや画像を提出してください。
9	振込先口座を複数にすることはできますか。	振込先口座は1つのみです。
10	振込先口座の名義人は、申請者（法人）の名義でなければいけませんか。	申請者（法人）の名義としてください。なお、代表者や職員等の個人名義の口座を振込先口座とすることはできません。
11	過去に県への口座登録（債権者登録）を行っていますが、あらためて「振込先確認書（様式3）」を提出する必要がありますか。	お手数ですが県への口座登録（債権者登録）の有無に関わらず、「振込先確認書（様式3）」を提出してください。
12	要綱の別表2にある「その他申請において必要と認められる書類」とは何ですか。	審査の過程で必要と認められる書類が発生した場合、別途提出をお願いすることがあります。
13	申請書類の控えは残しておいた方がよいですか。	事務局から確認や修正の連絡をした際に確認いただけるよう、提出した書類につきましては、コピーや電子データなどにより控えを残してください。
14	同じ建物内に医療機関等がある場合、申請はまとめて行なわなければならないか。	「医療施設」「薬局」「高齢者福祉施設・事業所」「障害福祉施設・事業所」の各区分ごとに別々に申請書を作成してください。提出の時期は同時でなくても構いません。

<申請内容について>

1	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護（以下、「訪問系サービス」）において、1つの事業所で複数の訪問系サービスを提供している場合、支援金の金額はどうなりますか。	事業所あたりでの計算になりますので、提供しているサービスの数に関係なく55,800円となります。
2	食事を提供していることを示す書類としては、何が想定されていますか。	食事を提供することが明記されている運営規程や重要事項説明書を想定しています。

3	食事の提供について、おやつのみを提供している場合は、対象となりますか。	対象とはなりません。
4	食事の提供について、食事提供加算を算定していない事業所で、外部に委託してお弁当を提供している場合、対象となりますか。	対象とはなりません。
5	多機能型事業所で複数のサービスを同一の区画・部屋で提供しているため、1つのサービスのみ申請したいのですが、どのように申請したらよいですか。	提供しているサービスのうち、いずれか1つを選択し、申請してください。燃料費加算や食材料費加算にも影響しますので、どのサービスで申請するかは申請者が判断してください。
6	従たる事業所がある場合又は単位分けをしている場合は、様式2にどのように入力したらよいですか。	いずれも事業所またはサービス単位での取り扱いとなりますので、事業所またはサービスごとに1回の入力となります。
7	定員区分を入力する場合、実際に入所している人数と県に届け出ている定員のどちらで考えればよいですか。	県に届け出ている定員で考えてください。
8	共同生活援助で、1つの事業所で複数の建物がある場合は、どのように入力すればよいですか	様式2には事業所ごとに入力してください。なお、定員区分は全ての建物分を合計して考えてください。

< 支援金の交付等について >

1	支援金の交付はいつ頃になりますか。	令和6年3月末までに指定いただいた口座に振込予定です。
2	支援金の交付が決定した旨の通知は届きますか。	交付が決定した旨の通知は行いません。申請内容に不備等がないことを確認後、口座に振込を行います。
3	不交付となることはありますか。	申請書を提出いただいても、次の場合は不交付となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が交付要綱で規定する対象事業者の要件を満たさない場合</li> <li>申請者が交付要綱で規定する欠格事由に該当する場合</li> <li>申請書類に不備等があり、修正を依頼したにも関わらず、期日までに書類の修正等がない場合</li> </ul>
4	申請書類が到着したかや審査状況等を確認したいのですが、どうしたらよいですか。	オンライン申請フォームで申請いただいた場合は、申請フォームにて審査状況を確認することができますので、そちらをご確認ください。郵送で申請いただいた場合は、到着したかどうかは簡易書留等の追跡手段にてご確認ください。審査の過程で、確認や補正をお願いする場合は、事務局から連絡いたします。  いずれの場合も、多数の問い合わせが予想されることから、事務局への確認はなるべくお控えください。

<その他>

1	実績の報告は必要ですか。	本支援金に係る実績の報告は不要です。
2	支援金の用途制限はありますか。	支援金は物価高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。